

不動産に係る国民の権利の明確化を図る専門家・土地家屋調査士

品位保持と研鑽

表示に関する登記

土地分筆・地積更正
地目変更・合筆
建物表題登記等
公共嘱託登記

登記に係わらない筆界の調査・測量

筆界資料の収集・分析
立会い・筆界位置の確認
確定測量図作成

境界紛争解決

境界紛争ADR
相談
調停

地図の整備

法14条地図作成
地図混乱地域の解消

空き家
跡地の境界確定

国・県・市町村より 官民境界確定 事務の委託

道路内民有地解消

法務局

調査士会ADRセンター

一般国民
宅地建物取引業者
金融機関
官公庁

調査士会資料センター

取引の安全

成果の蓄積

成果の蓄積

成果の蓄積

閲覧 調査

閲覧
調査

照会

筆界調査員

連携

成果

参画

裁判所

法務局の
筆界特定制度

調査士が関わる筆界に関する調査・測量

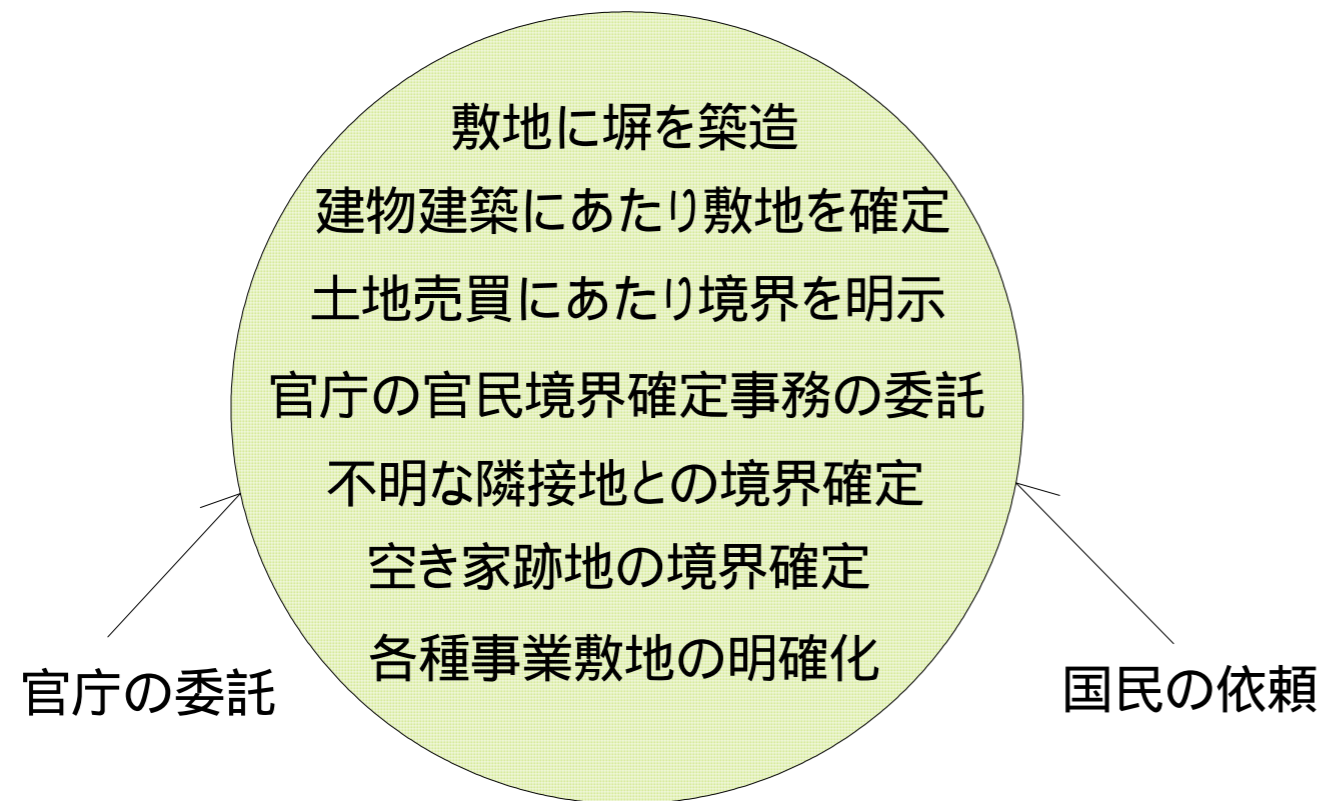
土地地積更正登記・土地分筆登記
登記に係わらない筆界の調査・測量

年間15万件（調査士法第3条に明記された業務）
年間12万件（調査士業務たる明文の規定なし）

不動産の権利の明確化

弊害

登記に係わらない調査・測量の種類



立会人調査にあたり職務上請求用紙の使用が不可。
業務の適正に関する会員指導に限界がある。
業務の改善進歩が停滞する。
官庁の業務委託要請に対し、明文化された受託権限が無い。
関係人への立会い要請にあたり、明文化された要請権が無い。

権利の明確化の障害

解消

調査士が筆界の専門家であるとの官民の認知。
長年にわたる実績と研鑽の蓄積。

調査士法施行規則第29条一部改正

土地家屋調査士政治連盟の活動

調査士会と連携した政治活動

取引の安全に寄与

土地家屋調査士制度
の充実・発展を図る

関係法令等の改正
専門性の活用拡大

調査士業務の
円滑な推進を図る

業務の円滑な推進を
阻害する社会的要因
の是正

土地家屋調査士の
地位の向上を図る

専門家たる地位の確立
業務上の調査権拡大
報酬体系の確立

上記を実現するため、制度に理解ある政治家の政治活動、選挙活動を支援する。
政治家と勉強会を開催し、問題点、課題を明らかにし解決を図る。
不動産表示登記制度への提言。(現場の声を政治に届ける。)
会員を増強し、組織の強化を図る。